

地方自治法第250条の2適用の不利益処分に係る処分基準

	所管課名	道路管理課	整理番号	4-217
処分の種類	附帯工事に係る原因者への工事費用負担の命令			
根拠法令条例等・条項	道路法第59条第3項			
処分の概要	<p>附帯工事の原因となった道路工事が、他の工事又は他の行為のために必要となったものである場合には、附帯工事に要する費用は、その原因者に全部又は一部を負担させることができる。</p>			
処分基準 (未設定の場合はその理由)	別紙「道路損傷事務取扱要領」による			
基準の制定根拠	道路損傷事務取扱要領の制定について 5道維第428号			